

第 27 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和 4 年 9 月 5 日（月）午後 1 時 30 分より、第 27 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

記

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について

第 2 号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について

第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

第 2 号報告 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

（出席委員）

1 番 北浦 莊平	2 番 多田 岳史	4 番 中林 和夫	5 番 山崎 省吾
6 番 井内 英樹	7 番 多羅尾 英樹	9 番 辻 四一郎	11 番 今村 正喜
12 番 小島 佳剛	13 番 水主 哲寛	14 番 山本 晃一郎	

（欠席委員）

3 番 徳田 明子	8 番 中西 秀友	10 番 吉田 利一
-----------	-----------	------------

（農地利用最適化推進委員）

村田 昇造	江口 淳司	水谷 修
-------	-------	------

（事務局）

澤田 局長	奥田 次長	清水（囑託）	村田（囑託）	岸本（囑託）
-------	-------	--------	--------	--------

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日は吉田会長、徳田委員、中西委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員は 1 1 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、社会長職務代理者、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 2 7 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、水主委員、井内委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、中西委員と私です。</p> <p>それでははじめに、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」一括して 4 件をご説明申し上げます。</p> <p>番号 1 につきましては、譲渡人は譲受人からの要望により、譲受人は営農規模の拡大を図るため所有権を移転するもので、対象は譲渡人の全所有農地となります。</p> <p>番号 2 及び 3 につきましては、譲渡人は高齢のため、譲受人は営農規模の拡大を図るため所有権を移転するもので、譲受人は同一世帯です。</p> <p>番号 4 につきましては、譲渡人は遠隔地のため、譲受人は営農規模の拡大を図るため所有権を移転するものです。</p> <p>本議案につきましては、譲受人の世帯が経営する農地は全て適正に管理されるなど、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、現地調査の報告をいたします。</p> <p>去る 8 月 2 5 日、事務局の案内で中西委員と現地調査に行っていました。</p>

	<p>番号1の小倉町、及び の利用状況につきましては、一面の田で水稻が作付けされており、適正に管理されていました。</p> <p>番号2の槇島町 並びに番号3の槇島町 の利用状況につきましては、水稻が作付けされており、適正に管理されていました。</p> <p>番号4の伊勢田町 の利用状況につきましては、不作付ですが、きれいに耕起されていました。</p> <p>現地調査報告は以上です。</p> <p>これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p> <p>議長 ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p> <p>局長 それでは、「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」一括して2件をご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、いずれも被相続人がお亡くなりになり、相続された農地について引き続き営農を続けることにより、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予を受けるための適格者であることの承認を得るものでございます。</p> <p>なお、地積欄が内数となっているものにつきましては、農業用倉庫等の納税猶予の対象とならない面積を除外しています。</p> <p>以上です。</p> <p>議長 続きまして、現地調査の報告をいたします。</p> <p>去る8月25日、事務局の案内で中西委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の五ヶ庄 の利用状況につきましては、水稻が作付けされており、一部は畑で野菜が植えられていました。</p> <p>五ヶ庄 の利用状況につきましては、畑で、野菜が植えられていました。</p>
--	--

	<p>番号2の宇治 の利用状況につきましては、きれいな茶園として管理され、一部にトマトやナスなどの野菜が植えられていました。</p> <p>宇治 の利用状況につきましては、畑で、オクラなどの野菜が植えられていました。</p> <p>宇治 の利用状況につきましては、ゴーヤなどが植えられておりました。</p> <p>宇治 、 、 及び の利用状況につきましては、一団の茶園として、適正に管理されておりました。</p> <p>現地調査報告は以上です。</p> <p>これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
小島委員	番号2の相続人は被相続人のお孫さんだっと思いましたが、続柄は子で合っているんですか。
中林委員	養子縁組をされているのではないのでしょうか。
議 長	他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。
	続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。
局 長	<p>それでは、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、3階建ての共同住宅12戸分を建築するための転用で、隣接農地はありません。</p> <p>農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>続きまして、「第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」</p>

	<p>をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、認定こども園の付属施設、体験学習農園として転用するもので、隣接農地は譲渡人の所有農地のみとなります。</p> <p>農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p> <p>議長 事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p> <p>なしの声</p> <p>議長 ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p>
--	--

(午後1時43分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____